

# 自転車の交通ルール

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

## 【従うべき信号】

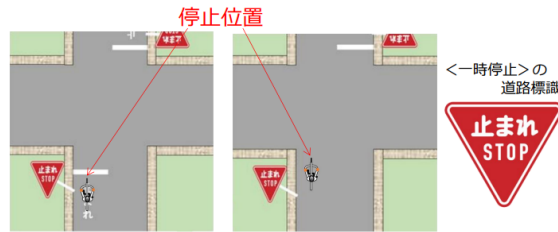
車両用信号	歩行者用信号	歩行者・自転車専用信号
車道を進行するときは「車両用信号」に従わないといけません。	横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従わないといけません。	「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道、歩道のいずれを通行していても「歩行者用信号」に従わないといけません。

## 【停止位置】

車道通行時	横断歩道通行時	車道通行時の例外
「車両用信号」に従い、停止線の直前で止まる。	「歩行者用信号」に従い、交差点の直前（交差点の直近に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で止まる。	「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者用信号」に従い、停止線の直前で止まる。

## 【指定場所における一時停止と安全確認】

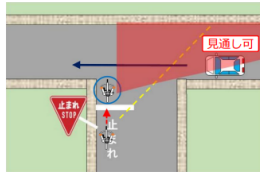
一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければいけません。



## 必ず停止位置で一時停止する

停止位置が交差点手前のため、停止位置で停止しただけでは交差点内の安全確認が十分にできない場合があります。

その場合でも、必ず停止位置で一時停止し、交差点内の安全が確認できる場所まで進行して、安全確認をしましょう。



## 夜間はライトを点灯



夜間に自転車を運転するときは、ライトをつけなければいけません。

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

## 例外

【普通自転車が歩道を通行できる場合】

①道路標識・道路標示で歩道を通行できるとされているとき



②運転者が

13歳未満の子ども  
70歳以上の高齢者  
一定の身体障害を有する人

のとき



③車道または交通の状況に照らして、

自転車の通行の安全を確保するため  
自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき（例：工事等）



ただし、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければいけません。

（徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。）

こんな違反は  
反則金の対象  
以下一例です！

～自転車への青切符の導入！

対象は16歳以上！

2026年4月1日から



携帯電話の使用等（保持）反則金12,000円

遮断踏切立入り 反則金7,000円

信号無視（赤色等）・通行区分違反  
（車道の右側通行・歩道通行等）反則金6,000円

一時不停止・無灯火・傘さし・イヤホンの使用 反則金5,000円

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

二人乗り・並進 反則金3,000円



篠山警察署